

公 示 日 : 2022 年 5 月 18 日(水)

調達管理番号 : 22a00171

国 名 : モルドバ国

担 当 部 署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

調 達 件 名 : モルドバ国医療機材維持管理能力強化

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 医療機材維持管理能力強化
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 6 月下旬から 2024 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 8.33、国内 4.25、合計 12.58
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 10 日、現地業務 40 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 5 日、現地業務 40 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 3 次 国内準備 5 日、現地業務 20 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 4 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 5 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 6 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 7 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
 - ・ 第 8 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日
- 本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務期間を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

- (4) 前金払の制限 :

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 19% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 19% を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降): 契約金額の2%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 2022年6月1日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法: 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知: 2022年6月14日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等:
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	医療機材維持管理に係る各種業務及び機材調達に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	モルドバ国/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本業務を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、10. (3) ③に記載の中核5病院向けの医療機材のうちの JICA が別途本邦調達又は第三国調達する大型機材等の調達業務への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モルドバ共和国（以下、「モルドバ」という）は1991年に旧ソ連から独立後、社会主義時代からの非効率な医療供給体制と、体制崩壊後の医療保障に係る個人負担増の問題に対し、一次医療の整備と二次・三次医療の統廃合、公的健康保険制度の導入を実施し、一定の成功を収めた。しかし急速に進む高齢化や、非感染性疾患の増加に伴う疾患構造の変化への対応が喫緊の課題となっている。モルドバ政府は「国家開発戦略 2030（National Development Strategy Moldova 2030）」において、保健医療を10の重点分野のうちの1つに位置付けており、また「国家保健政策 2007-2021」においても予防医療の強化、早期かつ継続的な医療的介入の実施、高品質な保健医療サービス確保へ向けた法的枠組み整備に取り組むとしている。

JICA は1998年より無償及び有償資金協力にて3度の医療機材整備を行ってきた他、効率的な医療機材管理体制の構築を目指して技術協力「医療機材維持管理改善プロジェクト」（2015年4月～2017年4月）を実施してきた。同プロジェクトでは「医療機材管理部門」の設置基準や役割・業務に関するガイドラインを策定し、同ガイドラインに沿う形で中核5病院¹に設置され、他の公立病院でも部門の設置が進められている。またバイオメディカルエンジニアの育成を担う国立のモルドバ工科大学（Teaching University of Moldova）との協力関係を構築した。同大学に当該分野の学部である医療工学センター（National Center of Biomedical Engineering）が設置されたのが2006年、その後、2010年の学部卒業生の輩出により、モルドバにバイオメディカルエンジニアという新たな職業が誕生した²。当時は卒業生が毎年20名程度であったが、2017年に定員増が決定、2018年からは年間約40名に増加し、学部二年・三年生は公立病院での実習も行っている。海外や民間企業に就職する卒業生も少なくないが、公立病院の

¹ 国立共和国病院、国立母子医療センター、国立救急医療センター、国立がん医療センター、キシナウ市立聖トリニティ病院の5病院。

² 2010年には修士課程（定員30名）、2018年には博士課程（1-2名）も設置された。

バイオメディカルエンジニアの数はキシノウを中心に30名（2017年）から54名（2021年）と約2倍に増加している。また同大学は中核5病院との連携により、病院での現場研修の機会も学部生へ提供している。

他方、2020年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、欧州ドナーを中心にCOVID-19対応の医療機材が供与されたことで、地方部も含め緊急的に維持管理体制を強化する必要が出てきた。かかる状況に鑑み、既存のバイオメディカルエンジニアの再教育や追加教育に加えて、バイオメディカルエンジニアの育成には時間を要するため、テクニカルエンジニア³及びテクニシヤンの追加教育を行うため、モルドバ工科大学や教育省、中核5病院とも連携の上で医療機材の維持管理体制を整備するための専門家による支援がモルドバ政府から要請された。

なお、その後2022年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナ侵攻に伴い、約41万人のウクライナ避難民がモルドバに流入、うち約10万人が国内に滞在しており、同国の保健医療システムを圧迫、特に医療機材等の不足が深刻化している状況であるため、JICAは中核5病院を中心に機材やスペアパーツを調達することを検討している。その一環として、本専門家の業務に機材調達関連業務を加えている（10.（3）③参照）。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モルドバ保健省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、モルドバ工科大学医療工学センター、中核5病院（国立共和国病院、国立母子医療センター、国立救急医療センター、国立がん医療センター、キシノウ市立聖トリニティ病院）を主要な関係者とし、C/P及び主要関係者と共にバイオメディカルエンジニア等の継続研修プログラムを構築し、パイロット研修を実施する。また継続研修プログラム及び資格認定にかかる法的枠組みの整備を支援する。加えて上述の背景を踏まえ、中核5病院を中心に、現地調達が可能な一部機材やスペアパーツを調達する。本邦や第三国調達が必要な機材については、調達手続きはJICAにて行うが、仕様書作成を側面支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

³ バイオメディカルエンジニアは大学のバイオメディカル学科にて、バイオメディカルエンジニアの学位を取得。医療機材の操作を含めた業務全般管理を担う。テクニカルエンジニアは大学の関連理工学部（電子工学等）の学位を取得し、電子工学等の専門分野に特化した業務を担当。テクニカルエンジニアは、モルドバ工科大学による500時間の研修コースを受講することで正式な修了書を得られ、バイオメディカルエンジニアとして勤務することが可能。テクニシヤンは、職業訓練校で医療機材関係の学科を卒業後、バイオメディカルエンジニアの補佐業務を行う職種。

- (1) 第1次国内準備期間（2022年6月下旬～7月中旬）
- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、モルドバ政府作成の関連報告書、政策文書（国家開発戦略 2030（National Development Strategy Moldova 2030、国家保健政策 2007-2021）等を参照し、モルドバの保健セクター及び医療機材の維持管理体制の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「医療機材維持管理改善プロジェクト」の活動）の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 人間開発部、中東・欧州部、及びウクライナ・フィールド・オフィス（FO）と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する⁴。
 - ③ ワークプラン（英文・ルーマニア文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナ FO にもデータを送付する。
 - ④ 第1次現地業務に向けて、中核5病院向けの機材やスペアパーツについて、別途 JICA 人間開発部より提供予定の資料も参考に、可能な限り遠隔にて情報収集を行う。具体的には、現地調達が可能な機材やスペアパーツについては、調達手続きの準備を開始する。他方、本邦や第三国調達が必要な機材については、調達手続きは JICA にて行うものの、仕様書作成を側面支援する。
- (2) 第1次現地業務期間（2022年7月中旬～2022年8月中旬）
- ① 現地業務開始時に、ウクライナ FO、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 保健省や教育文化研究省に対してモルドバにおける医療機材の維持管理体制及び教育体制に関する情報収集、ヒアリングを行い、関連政策及びその実施状況を把握する。
 - ③ モルドバ工科大学による医療機材の維持管理体制及び実施状況について、同大学からのヒアリングや資料収集により情報収集を行う。また中核5病院を訪問し現場の状況を把握する。
 - ④ 医療機材従事者の既存の3つのレベル（バイオメディカルエンジニア、テクニカルエンジニア、テクニシャン）について研修ニーズを調査し、現状を把握する。
 - ⑤ ワークプランに基づきつつ、保健省やモルドバ工科大学とも協議の上で、

⁴ ウクライナ FO について、日本人スタッフはウクライナから本邦へ一時退避しているものの退避先で業務を実施している。状況により活動が限定される可能性があるが、現状機能している。

必要に応じて現地プロジェクト実施チームを形成・設置する。

- ⑥ 現地調達を想定する中核5病院向けの機材やスペアパーツについて情報収集、ニーズを確認し、C/P 機関や JICA 人間開発部、ウクライナ FO とも協議の上で調達物品リスト及び配布先を作成する。
 - ⑦ 上記⑥の機材のうち、現地調達が可能な機材やスペアパーツについては、調達手続きを行う。具体的には契約書の作成、発注、検査、支払いを含む（第1次現地業務期間中に完了しない手続きは、第2～3次現地業務期間に継続して実施する）。
 - ⑧ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（ルーマニア文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑨ ウクライナ FO に第1次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2022年8月下旬）
第1次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2022年9月中旬）
第2次現地業務にかかるワークプラン（英文・ルーマニア文）を作成、JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナ FO にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務期間（2022年9月下旬～2022年10月下旬）
- ① 現地業務開始時に、ウクライナ FO、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第1次現地業務期間における各種の情報収集結果に基づき、医療機材管理ガイドライン（Guideline on Medical Device Management）の構想について C/P 機関と協議し、ガイドラインのドラフトの作成を支援する。
 - ③ 現地調達が可能な機材やスペアパーツの調達について、第1次現地業務期間中に完了しなかった手続きを実施する。
 - ④ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（ルーマニア文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑤ ウクライナ FO に第2次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等につ

いて打ち合わせを行う。

- (6) 第2次国内整理期間(2022年11月中旬)
第2次現地業務結果報告書(英文・ルーマニア文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間(2022年12月中旬)
第3次現地業務にかかるワークプラン(英文・ルーマニア文)を作成、JICA人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナFOにもデータを送付する。
- (8) 第3次現地業務期間(2023年1月下旬～2023年2月上旬)
- ① 現地業務開始時に、ウクライナFO、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第2次現地業務期間に着手した医療機材管理ガイドラインについて、引き続きC/P機関と協議し、最終化する。
 - ③ ガイドラインを参照しつつ、またC/P機関との協議を経て、研修プログラムの対象者について、3つのレベル(バイオメディカルエンジニア、テクニカルエンジニア、テクニシャン)に応じて検討する。また、研修プログラムの実施スケジュールを策定する。
 - ④ 研修プログラムに基づき、研修教材の作成を支援する。
 - ⑤ 現地調達可能な機材やスペアパーツの調達について、第1次、第2次現地業務期間中に完了しなかった手続きを実施する。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、第3次現地業務結果報告書(ルーマニア文)をC/P機関に提出し、報告する。
 - ⑦ ウクライナFOに第3次現地業務結果報告書(英文・ルーマニア文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (9) 第3次国内整理期間(2023年2月下旬)
第3次現地業務結果報告書(英文・ルーマニア文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。
- (10) 第4次国内準備期間(2023年3月上旬)
第4次現地業務にかかるワークプラン(英文・ルーマニア文)を作成、

JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナ FO にもデータを送付する。

- (11) 第4次現地業務期間（2023年3月中旬～2023年4月中旬）
- ① 現地業務開始時に、ウクライナ FO、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第3次現地業務期間に着手した研修教材作成支援を継続し、研修教材を最終化する。
 - ③ 研修教材を用いて、第3次現地業務で整理した研修プログラムの対象者に応じて、研修プログラムのトレーナーとなる Training of Trainers (TOT) を実施する。なお、トレーナーは中核5病院に勤務するバイオメディカルエンジニアを想定しているが、詳細について C/P 機関と協議の上で決定する。またモルドバ工科大学の協力の役割についても整理する。
 - ④ 研修内容に応じて必要な研修用機材を調達する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、第4次現地業務結果報告書（ルーマニア文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑥ ウクライナ FO に第4次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (12) 第4次国内整理期間（2023年4月下旬）
- 第4次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
- (13) 第5次国内準備期間（2023年6月中旬）
- 第5次現地業務にかかるワークプラン（英文・ルーマニア文）を作成、JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナ FO にもデータを送付する。
- (14) 第5次現地業務期間（2023年6月下旬～2023年7月中旬）
- ① 現地業務開始時に、ウクライナ FO、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第4次現地業務期間に育成した研修プログラムのトレーナーによる第

1回パイロット研修をモルドバ工科大学とも連携の上で実施する。同研修は、第3次現地業務期間に検討した3つのレベル（バイオメディカルエンジニア、テクニカルエンジニア、テクニシャン）から対象者を選定することとし、計50名程度を想定する。

- ③ 現地業務完了に際し、第5次現地業務結果報告書（ルーマニア文）をC/P機関に提出し、報告する。
- ④ ウクライナ FO に第5次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（15）第5次国内整理期間（2023年8月上旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（16）第6次国内準備期間（2023年9月中旬）

第6次派遣にかかるワークプラン（英文・ルーマニア文）を作成、JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナ FO にもデータを送付する。

（17）第6次現地業務期間（2023年10月上旬～2023年10月下旬）

- ① 現地業務開始時に、ウクライナ FO、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
- ② 第5次現地業務期間と同様、研修プログラムのトレーナーによる第2回パイロット研修をモルドバ工科大学とも連携の上で実施する。同研修は、第3次現地業務期間に検討した3つのレベル（バイオメディカルエンジニア、テクニカルエンジニア、テクニシャン）から対象者を選定することとし、計50名程度を想定する。
- ③ 現地業務完了に際し、第5次現地業務結果報告書（ルーマニア文）をC/P機関に提出し、報告する。
- ④ ウクライナ FO に第5次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（18）第6次国内整理期間（2023年11月中旬）

第6次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を JICA 人間開発部

に提出し、報告する。

- (19) 第7次国内準備期間(2023年12月中旬)
- 第7次現地業務にかかるワークプラン(英文・ルーマニア文)を作成、JICA人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナFOにもデータを送付する。
- (20) 第7次現地業務期間(2024年1月中旬～2024年2月中旬)
- ① 現地業務開始時に、ウクライナFO、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第5次、第6次現地業務期間に実施した第1回、第2回パイロット研修の参加者に対して、研修評価を測定する。
 - ③ 研修プログラムのトレーナー及びモルドバ工科大学と共に②の研修評価も参照しつつ、研修評価について協議し、改善点を整理する。
 - ④ 研修評価結果について保健省にも共有しつつ、研修プログラムを維持、確保するための法的枠組みについて協議し、法的枠組みの整備に向けた道筋を整理する。その際、研修プログラムのオーナーシップは保健省からモルドバ工科大学の医療工学センターへ移管する方向で保健省及びモルドバ工科大学と協議し、必要な予算措置や人員体制について提案する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、第7次現地業務結果報告書(ルーマニア文)をC/P機関に提出し、報告する。
 - ⑥ ウクライナFOに第7次現地業務結果報告書(英文・ルーマニア文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (21) 第7次国内整理期間(2024年2月下旬)
- 第7次現地業務結果報告書(英文・ルーマニア文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。
- (22) 第8次国内準備期間(2024年4月下旬)
- 第8次現地業務にかかるワークプラン(英文・ルーマニア文)を作成、JICA人間開発部による確認ののち提出する。併せて、ウクライナFOにもデータを送付する。

- (23) 第8次現地業務期間（2024年5月中旬～2024年6月上旬）
- ① 現地業務開始時に、ウクライナFO、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。モルドバ工科大学医療工学センターに業務計画書を共有する。
 - ② 第7次現地派遣時に実施した研修参加者、研修プログラムのトレーナー、モルドバ工科大学による評価結果にかかる協議や改善点、保健省との協議結果も踏まえて、研修プログラムを改良する。
 - ③ 研修プログラムを維持、確保するための法的枠組みについて、保健省やモルドバ工科大学と共に引き続き必要な調整を行う。また必要な予算措置や人員体制について最終確認を行う。
 - ④ 現地業務完了に際し、第8次現地業務結果報告書（ルーマニア文）をC/P機関に提出し、報告する。
 - ⑤ ウクライナFOに第8次現地業務結果報告書（英文・ルーマニア文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- (24) 帰国後整理期間（2024年6月下旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）をJICA人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（全体及び各派遣時）
現地派遣期間中に実施する業務内容に関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。英文及びルーマニア文。
英文及びルーマニア文各4部（JICA人間開発部、JICAウクライナFO、C/P機関、モルドバ工科大学医療工学センターへ各1部）
- (2) 現地業務結果報告書
各現地業務期間終了時。英文及びルーマニア文。提出部数は以下のとおり。
英文及びルーマニア文各4部（JICA人間開発部、ウクライナFO、C/P機関（保健省）、モルドバ工科大学へ各1部）
C/Pと協働して作成した現職教員研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。
また、第8次現地業務結果報告書（ルーマニア文）には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
 - ・モルドバ保健省医療機材維持管理政策に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

2024年6月28日(金)までに提出。

全現地業務／国内作業に係る業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びウクライナ FO に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ウィーン・フランクフルト・モスクワ・イスタンブール⇒モルドバ⇒ウィーン・フランクフルト・モスクワ・イスタンブール⇒日本を標準とします。なお欠航が多い場合は、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

(2) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないモルドバでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

特殊備人費にはローカルコーディネーター、現地通訳の計2名を想定しており、上記「8. 報告書等」に記載のルーマニア文版の報告書の翻訳は特殊備人（現地通訳）が行うことを想定しています。ワークプランについては資料等翻訳費から捻出することを想定しています。

施設・設備等関係費は現地調達予定の中核5病院向けの機材及びスペアパーツ用の経費として想定しています。なお、研修用機材については、セミナー等実施関連費に含めており、費用としては20万円程度を想定しています。

特殊備人費	9,400 千円
車両関連費	3,750 千円
セミナー等実施関連費	2,500 千円
事務所関連費	500 千円

施設・設備等関連費	5,000 千円
資料等翻訳費・雑費	200 千円

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、年末年始、4月末から5月頭は祝日が多く、また8月末から9月第1週はC/P機関を含む関係者の多くが休暇に入るため、同期間を避けて提案してください。なお、現時点でモルドバ入国時の隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：ウクライナ FO よりレンタカー会社の紹介可。
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備）を予定しているが引き続き確認中。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「モルドバ国医療機材維持管理改善プロジェクト」業務完了報告書
[12299954.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/12299954.pdf)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② モルドバ及びその他途上国において、医療機材の維持管理に係る経験を有することが望ましいです。また機材調達業務の経験があること、途上国の保健省に対する政策提言や他機関との連携・調整業務の経験を有することが望ましいです。
- ③ 中核5病院向けの医療機材の調達について、本邦調達又は第三国調達する大型機材等は本契約とは別に JICA が調達を行う予定（規模感は約95百万円を想定）ですが、そのための仕様書作成について本専門家が側面支援を行うこととしています。調達予定の機材については、現在、別途 JICA にてモルドバ側と調整中の状況です。また、現地調達可能な小型機材・スペアパーツ等（500万円を上限）は本契約の中で専門家が調達手続きを行うこととしています。調達対象のアイテムについては、現在 JICA にてモルドバ側と調整中のため、本件の契約締結後に調整状況について情報提供予定です。機材及びスペアパーツの調達に関しては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従って調達手続きを行ってください。を想定して
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 中東・欧州部、ウクライナ FO などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同オフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同オフィスと緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザル

に記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑦ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑧ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上